

宮城・郡山遺跡

- 1 所在地 宮城県仙台市郡山
- 2 調査期間 一九八一年(昭56)七月～十二月
- 3 発掘機関 仙台市教育委員会
- 4 調査担当者 木村浩二・青沼一民ほか
- 5 遺跡の種類 官衙跡・寺院跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀前半
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



1 郡山遺跡範囲 2 推定方四町官衙城 3 推定方二町寺院城 (仙台)

郡山遺跡は仙台市郡山地内に所在する七世紀末～八世紀前半の官

衙・寺院跡と考えられており、仙台平野のほぼ中央に位置し、広瀬川と名取川にはさまれた標高八～一二mの自然堤防上に立地している。

一九七九年、はじめて発掘調査が

行われ、一九八〇年度から五カ年計画で範囲確認調査が実施されている。

遺跡は推定方四町(一町＝一〇七m)の官衙域とその南側の推定方二町の寺域とに分かれ、方四町官衙域の外郭施設は直径三〇cm程の丸材を密に立て並べた柵木列とその外側に廻らした幅四m前後の大溝で、柵木列には櫓建物跡が二箇所検出されている。

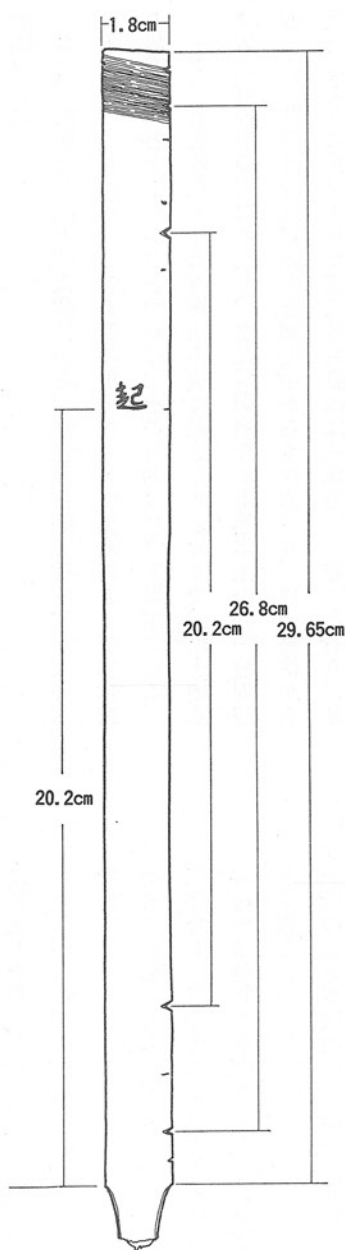
推定方二町寺域は官衙外郭と区画方向を揃え、官衙外郭南辺より一町南を北辺、官衙の仮想中軸線の延長を東辺として想定される方二町の区域で、東西長三二m以上、南北長一二m以上の版築による建物基壇や多量の瓦や鴟尾などが発見されている。

木簡は推定方二町寺域内の東側で実施した第一五次調査区で検出した井戸跡(SE一五七)から三点出土した。この井戸跡は検出面での直径が三・八～四mの円形掘形に一边約一mの木枠組が良好に遺存するもので、深さは検出面から三・五m程である。井戸枠内には六層がほぼ水平に堆積しており、一号木簡の出土した五層からは桶巻作りによる平瓦、多賀城跡の創建期より古い時期のものと考えられる単弁蓮華文軒丸瓦、鴟尾片などが出土し、二・三号木簡の出土した六層下部、井戸底面より、七世紀末から八世紀初頭と考えられる土師器甕・壺が一括出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) 〔く〕封附×

(木村浩二)



木簡(3)

以上から、本木簡は通常のものさしのように、均等な目盛りを有しているわけではなく、特定な個所に片側だけに深い切り込みを入れ、その数値もきわめて特殊なことから考えると、特定の目的のために作られた一種の「定木」と

- (2) × 學生寺 × (95) × (18) × 3 081
- (3) ・ 「 起
- ・ 『波婆云婆塞云婆字字字字』 (314) × 18 × 4 061
- (1) 下端欠損。上端から約一・八cmの位置に左右から浅い切り込みがある。スギ柁目材。
- (2) 上・下端・左側面欠損。ヒノキ板目材。
- (3) 下端欠損。下端を羽子板の柄のごとく幅一・八cmの約半分〇・九cmの幅で削り出している。片面は右側面に切り込みが大小六個所あり、その他、墨痕またはわずかな刻目が数個所確認できる。片面の上端から約二cm幅で擦痕が見られる。ヒノキ板目材。
- 片面に書かれた文字のうち、「婆塞」から仏教用語の男性の在俗信者すなわち「優婆塞」が想い起され、おそらく「(優)婆塞云…」

の語句を習書したのではないか。一方、他面は習書とは明らかに異筆で、「起」二字だけで木簡の内容を推測することさえ困難である。そこで、その内容を解明する手がかりとして、まず木簡の形状に着目したい。木簡は非常に良質な材を用いており、先端の削り出し部分を除くと、幅が一・八cmで一定しており、しかも表裏両面と側面が一分の狂いもないくらいに精緻に仕上げられている。また、木簡の右側の六個所の切り込みは、ほぼ上・下三個所ずつ、対称の位置関係にある。そして、ごく浅い両末端の切り込みを除いて、計測値を示すと、内側二個所間二〇・二cm、その外側二個所間二六・八cmである。ところが、先端の削り出し部分から「起」の文字が書かれた位置にわずかに記された刻目までも内側二個所と全く同数値の二〇・二cmである。

判断される。

さて、問題は先にあげた数値から、特定の目的を推測することである。そのためには、この木簡の出土地点・伴出遺物および本木簡の他面の内容を手がかりとすれば、その目的は自ずと限定される。

まず、出土地点・伴出遺物は別項に記述したとおりで、出土地点は方二町の寺域内にあたり、また、鵜尾片が本簡出土の井戸跡周辺および、井戸跡の裏ごめ中と埋土中からも検出され、同一層位から重なるように発見された第二号木簡には「學生」「寺」とあり、さらに、本木簡の他面には「(優)婆塞云……」などといずれも寺院に關係する語句が見られる。

こうした点を考慮するならば、本木簡は先に特殊な「定木」としたが、その使用目的を寺院の範疇で考えることが最も妥当性が高いであろう。

ところで、先にあげた二六・八cm、二〇・二cmの切り込みおよび均一な幅一・八cmの三つの数値は、現存の奈良時代に属する写経の(註)一紙の縦・界高および界幅に近似していると思える。従って、こうした数値を備えた定木は写経の際に用いられたのではないだろうか。

では、この木簡が写経用の定木とした場合、「起」の文字の意味を含めて、いかにして切り込みを入れたかその手順を一応想定しておきたい。これはあくまでもものさしを使わない簡便な方法である。

①写経のための底本から界高をとる場合、いきなり、中央の位置

に目盛りを打てないので、まず、下端の切り出し部分を0としてそこから界高の位置「二〇・二cm」「起」の右側の刻目までを決める。

②その点を起点として、その上部の余りをひも・紙などを用いて二等分し、二等分した長さ分上げ、定木の中央に平行移動する。「起」は最初に界高をとり、それを起点としたことの意であると解釈したい。

③一紙の縦と界高の差を出し二等分し、その長さ分を界高の上・下に加えた位置に切り込みを入れる。

なお、本木簡の全体の長さは末端の切り出し部分を除いて、二九・六五cmを計り、奈良時代、一般的に用いられた一尺(いわゆる天平尺)に相当する。また、本木簡は表裏の筆の違いと、一方が精巧な写経用定木、もう一方が経文と思われる習書という内容からすれば、当初写経用定木として使用したものを廃棄後に習書木簡として転用したと考えるのが穏当であろう。

(註) 一例をあげるならば、石山寺一切經のうち瑜伽師地論卷五二・五四・五七は界高二〇・二cm、界幅一・八cmと報告されている。『石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究 一切經篇』一九七八年』

(平川 南)

9 関係文献

仙台市教育委員会 『宮城県仙台市郡山遺跡Ⅱ―昭和五十六年度発掘調査概報』 一九八二年